

企画環境委員会会議記録（第 1 号）

令和 7 年 6 月 2 6 日

福島県議会

1 日時

令和7年 6月26日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 1時34分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長 山口 信 雄

副委員長 山 内 長

委員 長 尾 トモ子

委員 今 井 久 敏

委員 高 野 光 二

委員 佐 藤 雅 裕

委員 大 場 秀 樹

委員 佐々木 彰

委員 大 橋 沙 織

委員 山 田 真太郎

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

山口信雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、今井久敏委員、大場秀樹委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外 2 件、議員提出議案第91号外 3 件及び請願 2 件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程について、手元に配付した審査日程（案）のとおり進めたいが異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより企画調整部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課遠藤主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（次長以上の新任者自己紹介）

山口信雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 1 件を一括議題とする。

直ちに、企画調整部長の説明を求める。

企画調整部長

（別紙「6 月県議会定例会企画環境委員会企画調整部長説明要旨」により説明）

山口信雄委員長

続いて、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事の説明を求める。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

（別紙「6 月県議会定例会企画環境委員会風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事説明要旨」により説明）

山口信雄委員長

続いて、避難地域復興局長の説明を求める。

避難地域復興局長

（別紙「6 月県議会定例会企画環境委員会避難地域復興局長説明要旨」により説明）

山口信雄委員長

続いて、文化スポーツ局長の説明を求める。

文化スポーツ局長

(別紙「6月県議会定例会企画環境委員会文化スポーツ局長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、企画調整課長の説明を求める。

企画調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、デジタル変革課長の説明を求める。

デジタル変革課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

大橋沙織委員

議案第26号について、入札の状況や落札額と予算の対応関係を聞く。

デジタル変革課長

今回のノート型パソコンの調達については、予定価格が3,600万円を超えていたため、WTO（世界貿易機関）の政府調達に関する協定に基づき、一般競争入札を実施した。物品要求額の約5億1,800万円に対し、落札額は約2億8,687万円であり、予算額の約55%の金額で調達することができる。

大橋沙織委員

今回更新するノート型パソコンについては、何年間使用する計画か。また、次の更新の際も今回と同様に2か年に分けて入札を実施するのか。

デジタル変革課長

ノート型パソコンの法定耐用年数は4年であるが、本県では、サポートの期限や性能などを勘案し、おおむね5～6年で更新していた。昨年、約3,600台を更新し、今回その残りを更新することにより、おおむね全職員分のノート型パソコンが更新

され、OSはWindows11に切り替わる。次の更新時期は明確に決まっていないが、一度に7,000～8,000台を更新する予算を確保することは難しいため、計画的に更新していきたい。

大橋沙織委員

3,335台のノート型パソコンと併せて購入する外部ディスプレイの台数を聞く。

デジタル変革課長

今回調達するモバイルノート型パソコンの画面は14インチであり、従来の15.6インチの画面に比べ作業しにくい場合があるため、外部ディスプレイも併せて調達する。今年度は希望者分の約3,100台を調達する。

山口信雄委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

佐々木彰委員

TOKIOが解散することになり、本県ではTOKIO課を設置するなどPRに活用していたが、今後の取扱いを聞く。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

昨日発表した県の考え方を説明する。国分太一氏は、震災直後から本県に寄り添い、長年にわたり共に「ふくしまプライド。」を発信してきた人物でもあり、このたびの事案及び本事案に絡みグループTOKIOが解散することは大変残念である。県としては、今回の事案が発生した直後から、今後の対応について様々な観点から検討した。その結果、TOKIOがこれまで本県の復興に果たしてきた役割は大きく、今後も本県の風評払拭と風化防止を一層進めていくという観点から、城島茂氏と松岡昌宏氏には、TOKIO解散後も変わらず本県を応援してほしい、力を貸してほしいとの考えを表明した。

佐々木彰委員

城島茂氏と松岡昌宏氏の2人に活動の継続を依頼したとのことであるが、2人が

らの返事はあったのか。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

昨晩、県の考え方を表明した段階であることから、今後、相手方と調整を進めていくことになる。

大場秀樹委員

県文化センターについて、福島市民を中心に多くの県民が文化芸術活動のために利用してきたが、工事により休館中であり、代替施設などに関する相談が多く寄せられている。また、先日、福島市長と県議会との懇談会が開催されたが、県政要望の中にも県文化センターの改修工事や休館に関する項目があった。ホームページによると、令和8年6月まで工事が行われ、7月以降で準備が整い次第、再開を予定しているとのことであるが、現時点における工事の進捗状況と再開の見通しを聞く。

文化振興課長

まず、県文化センターの工事の進捗状況についてである。県文化センターは令和4年3月の福島県沖地震により被災した大ホール客席天井の復旧、改修工事と老朽化した空調設備の改修工事を要し、工期は昨年7月から来年6月末までを予定している。昨年度、大ホール客席天井と老朽化した空調設備の撤去が予定どおり完了し、今年度は、天井の補強や張り替え、冷暖房の熱源機器と配管の設置等を予定している。現在、天井の補強等を進めており、空調設備についても冷暖房の熱源機器の搬入を開始するなど、いずれも計画どおりに進んでいる。引き続き、適切な工事管理に努めていく。

次に、再開の見通しについては、委員指摘のとおり、来年6月末の工事終了後、7月以降で開館の準備が整い次第、再開すると周知している。あわせて、予約受付の開始等についても具体的な見通しが立った段階で改めて周知することとしている。引き続き、再開時期や予約受付の開始時期をしっかりと整理していく。

佐藤雅裕委員

ただいまの大場委員の質問に対する答弁の後段については全く内部の目線である。工事開始から間もなく1年が経過し、特に大規模なイベントであればあるほど早い段階から予約を入れたいものであるため、県はいつまでも準備が整い次第と言っては駄目である。工事に時間がかかるのは仕方がないが、利用者にとっては再開時期をはっきりさせてほしいため、その辺りについて再度答弁願う。

文化振興課長

委員指摘のとおり、全国規模の大会等については早い段階から予約したいとの相談が寄せられており、そうした案件一つ一つに寄り添って対応している。再開に向けた調整や準備を進めているが、工事終了後も照明と音響設備の整備や館内の清掃、原状回復など一定の期間を要する作業があることから、利用者が早く施設を利用できるよう、関係者との調整をしっかりと進めていく。

佐藤雅裕委員

調整が必要なことは分かるが、県が業者に再開の希望時期をしっかりと示し、ボトムアップではなく県がリーダーシップを発揮して取りまとめなければ駄目である。県の指導力が問われていると思うため、しっかりと対応願う。

今井久敏委員

部長から福島県水源地域保全条例の制定検討を進めていくとの説明があったが、条例制定により、狙いどおり秩序ある開発が期待されると判断しているのか、パブリックコメントの現状も含めて説明願う。

土地水対策室長

水源地域保全条例については、現在、パブリックコメントを実施しているが、現時点で意見等は寄せられていない。当該条例の狙いは、契約前の届出により売買情報を把握することができる事前届出制度と、不適切な利用管理が疑われる場合に立ち入ることができる立入調査制度により、土地の所有者や現地の利用状況等を正確に素早く把握できるようになることである。このように行政が水源地域の状況を正確に把握することにより、不当な行為の抑止力になると考えている。

今井久敏委員

知事による水源地域の指定は速やかに行われるのか。

土地水対策室長

公共用水の供給源である森林の保全が重要であることから、森林及びその周辺の区域を主な対象地域とし、国有地を除く大字単位での指定を検討している。現時点では9月定例会への上程を目指しており、議決後、大字単位での指定について市町村等の意見も踏まえながら告示し、2月1日をめどに届出を行ってもらうスケジュールを想定している。

今井久敏委員

報道によると県土の約7割が指定される見込みとのことであるが、そのような理解でよいか。

土地水対策室長

委員指摘のとおり、森林地域を大字単位で指定すると県土の約7割が対象区域となる見込みである。対象区域が広範囲であるため、土地の面積が0.5ha以上の契約のみ届出の対象とする考えである。

佐藤雅裕委員

D X先進県を目指すため、次期計画としてD X推進戦略の策定を進めるとの情報提供があり、部長からは民間企業からD X推進専門官を招いてD Xを推進するとの説明があったが、D X推進専門官はD X推進戦略の策定にどのように関わるのか。

デジタル変革課長

今年度末で現行の計画が終期を迎えることから、来年度に向けて新しい戦略の策定の準備に着手している。今年度、国の人材マッチングによりソフトバンク（株）から県に出向してきた人材を当課に配置し、D X推進専門官として庁内及び市町村のD X推進に関わってもらっている。次期戦略については、D X推進専門官や有識者などの幅広い意見を参考にしながら策定に取り組んでいく。

佐藤雅裕委員

様々な業務の効率化が求められる中、D Xの推進は県民だけでなく県職員にとっても非常に大切である。県のあらゆる分野においてD Xが不可欠となっており、民間企業からの出向は非常に心強い。D X推進戦略で表現されるD X先進県を目指してほしいが、D X推進専門官が1人で旗振りしても実現は難しいことから、様々な知恵を結集して取り組んでほしい。今後の対応を期待しているため、具体化した時点でまた説明願う。

高野光二委員

最近、水素ステーションの経営者から聞いた話によると、水素ステーションの運営補助を受けているが、実際は年間2,000万円以上の赤字とのことであった。その理由としては、利用台数が増えていないことや、ガソリンに対するような経済支援がなく、当初は約800円/kgで推移していた水素の価格が約300円/kgに値下げされるはずが、現在は反対に約1,200円/kgになっており、採算が合わないことが挙げられる。本県が燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域に選定されたことによ

り、水素ステーションを利用するトラックが増えると思うが、その規模を聞く。また、水素エネルギーに対する国や県からの補助が実現されるのか。

エネルギー課長

まず、水素ステーションに関する規模感については、委員指摘のとおり、今年5月に経済産業省より本県が燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域に選定された。定置式の水素ステーションを2030年までに20基整備するとの総合計画の指標は変わらないが、2030年までに1,700台の燃料電池トラックを導入するとの新たな目標を立てた。

次に、国と県の補助については、水素の価格を最大約710円/kgの範囲内で低減させる新たな国の支援制度も構築されているが、従来の支援制度も含め、各水素ステーション事業者の判断による選択制となっている。それぞれの経営状況は異なっており、状況によってはもう少し利用台数が増えてからでなければ十分な恩恵を受けられないとの意見もある。県としては、重点地域に選定されたところであるが、まだスタートラインに立った段階でしかないと考えており、今回の政府要望では地域の現状を国に訴えてきた。重点地域に選定されて終わりではなく、国にしっかりと支援してもらうよう国との意見交換も始めている。また、県の支援制度については、地方公共団体による独自支援が重点地域の選定要件であったため、今年度予算において水素ステーションの運営支援として約3,700万円を計上しており、準備が整い次第、順次募集を開始する。

高野光二委員

事業者と意見交換を行い、現場の実態をきちんと把握しているものと理解した。様々な補助制度の選択肢はあるが、再生可能エネルギーの新事業として肝煎りの事業であることから、実際に事業を継続できるよう、現場の実態をさらに調査しながら国と調整願う。「利用台数が増えない」、「水素の価格が高く普及しない」といった現場の声があることから、問題の所在をしっかりと突き詰め、意見交換しながら前進させるよう要望する。

次に、令和6年度における避難地域12市町村への移住者数は822人で、過去最高となった5年度から17人減ったものの増加傾向にあるとの説明であったが、市町村ごとの内訳が分かる資料の提出を求めたい。また、都会で住みにくく、子供が学校にも通いにくいいため、閑静な田舎で義務教育を受けさせたいと考える移住者もいる

と聞いた。各市町村ではそうした移住者も的確に受け入れて対応しているようであるが、子供の不登校などを理由とした移住者の実態を把握しているか。

避難地域復興課長

移住の目的について、教育を目的とした移住者数は把握しているが、不登校や個別教育の希望の有無といった具体的な目的までは当課で把握していない。実際にどのような子供が登校しているかについては、現場で把握すべきと考える。また、市町村別の移住者数については、これまで非公表としていることから、資料提出の可否を部内で検討する。

高野光二委員

県は、市町村における義務教育に直接関われないが、次の政策を決定する上で評価が必要となるため、移住者の意向や実態をきちんと把握すべきである。市町村別の移住者数により復興の進捗状況などを把握し、県の政策に生かすための分析ができることから、本委員会としても市町村別の移住者数を知るべきと思うため、よろしく願う。

避難地域復興局長

まず、ただいま資料の要求があった避難地域12市町村別の移住者数を非公表としている理由は、移住者数を把握している市町村の了解を得ていないからである。そもそも、住民票上、転勤や移住などの転入理由は判別できないため、各市町村の窓口では、転入届を受理した時点で転入者に任意の聞き取りを行い、移住者数を集計している。この移住者数はあくまで便宜上把握した数であり、市町村別に公表して比較することは想定されていないことから、県が12市町村の合計を公表することはよいとしても、市町村別の数は公表しないよう求める市町村もある。したがって、県が公表できるのは避難地域12市町村全体の移住者数までであることを了承願う。

次に、避難地域復興課長の答弁を補足する。例えば、大熊町立学び舎ゆめの森は、避難地域であるからこそできた教育システムが非常に素晴らしいと評価されており、都内の学校では不登校だった子供が、自由かつ自分で学ぼうとする学校のシステムに共感し、親と一緒に都内から移住することが実際にある。このように、学び舎ゆめの森の評価が高く、教育を目的とした移住者が複数いることは把握しているが、その数や具体的な事例の詳細まで当局で把握することは難しいことを了承願う。

高野光二委員

私の考えは少し異なる。都内から避難地域に移住して教育を受けたいという移住者がいることは非常に価値があることであり、それを評価し、各自治体が適切な政策を実施できるようにすべきであると思う。私は、新人議員だった頃、中高一貫教育の会津学鳳高校を視察し、いずれこうした教育が必要になると提案した。当時、県は中高一貫教育を推進する考えはまだないと言っていたが、時代は変わり、各地域に中高一貫校が設置されるようになった。そうしたことを踏まえれば、素晴らしい教育を受けるために避難地域に移住するモデルとして情報を公表し、ほかの自治体にも周知すべきであると思うため、意見として述べておく。

山口信雄委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後１時とする。

(午前 １１時５９分 休憩)

(午後 ０時５９分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

風力発電について、日本共産党福島県議団では、県民が風力発電の低周波音により不眠や目まいなどの被害を受けていると聞いた。川俣町のある世帯では、母は被害を受けているが息子は身体への影響を感じていないと話しており、低周波音による影響については単に距離のみに左右されるものではなく個人差が大きいことから、個別対応が求められると考える。事業者は事前に住民への被害を考慮して事業に取り組んでいると思うが、事業開始後に被害報告を受けた場合、県が事業者を指導するなどの対応は考えられるのか。

エネルギー課長

低周波音による被害の具体的な内容については、住民の生活に直接関係するもの

であることから生活環境部の所管であると考えするため、風力発電全般について答弁する。県は、事業者に対して補助金を支出している場合には一部の指導権限を持つものの、基本的には電気事業法等に基づき事業を実施しているため、国が第一義的な指導権限を持つものと認識している。県でも、昨今の再生可能エネルギーを取り巻く状況について様々な問題が発生していることを十分に認識しており、国にしっかりと対応してもらうことが重要と考えている。そうした中、再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）の改正内容や、住民も含めた市町村等から国への通報制度などを活用しながら、住民により身近な市町村からも情報提供を受けつつ、国にしっかりと対応してもらうよう、引き続き国や市町村と連携して対応していく。

大橋沙織委員

これまでも本委員会の中で、再生可能エネルギー推進の一辺倒でよいのかとの議論があったと思う。今年５月に発生した秋田県での風力発電による死亡事故後、本委員会の県内調査で田村市の風力発電事業者から話を聞き、事業者としてもそうした事故を受けて監視体制を強化するなど様々な安全対策の取組を実施しているとのことであったが、事業者任せではよくないと思う。ただいまの答弁によると、国が直接的な監督権限を持つとのことであるが、今回の事故においては、秋田県が国のほか事業者に対しても安全対策などを要望しており、事故の未然防止が最優先である一方、有事の際には県が事業者にとしっかりと要望する必要があると思った。秋田県での事故を受け、県は風力発電事業者に対して何らかの対応を求めるなどのやり取りをしたか。

エネルギー課長

秋田県での事故を受け、県が補助している阿武隈風力発電所の事業者のほか、補助を行っていない大手事業者も含む県内の主な風力発電事業者に聞き取りを実施した。その結果、全ての事業者から、法令に基づく点検を適切に実施し、安全上の問題や事故は生じていないとの回答を得た。いずれにしても、再生可能エネルギーの導入を推進する上では安全の確保が大前提であり、現在、国等において事故の原因究明を行っていると聞いているが、県としては引き続き、各事業者に対する要請などにより安全に配慮した施設管理の徹底を促していく。

大橋沙織委員

様々な聞き取りをしたとのことであるが、県内だけではなく全国で再生可能エネルギーの推進に起因する多くのトラブルが発生しており、非常に深刻な問題であると感じている。県としては再生可能エネルギーを推進する立場であるが、同時に規制を行うなど、再生可能エネルギーであれば何でもよいとの考えを改める必要があると思う。宮城県では再生可能エネルギー発電設備の所有者に対し課税しており、県も事業者に対してそうした姿勢を示していくことが必要と思うが、どうか。

エネルギー課長

風力発電を含む再生可能エネルギー全般において、関係法令やガイドライン等を遵守し、地元の理解の下、安全、環境、景観に十分に配慮した事業の実施が重要である。全国的な課題である地域と共生した再生可能エネルギーの導入といった観点で国も法令改正等の制度的な対応をしており、当該制度が適切に運用されることが重要であると認識している。

大橋沙織委員

私たちとしても引き続き様々な要望をしていきたいと思う。また、県としても、再生可能エネルギーであれば何でもよいわけではないとの考えを持ちながら取り組むようお願い。

次に、避難者支援について、避難地域復興局長から民間投資による賃貸住宅整備等を促進するとの説明があったが、避難地域12市町村に住宅が必要であるため、これまでも民間賃貸住宅が建設されてきた一方、家賃が高いため住めないとの話も聞く。住宅の確保は非常に大事であると思うが、賃貸住宅整備に当たって家賃の問題についての考えを聞く。

避難地域復興課長

人材不足などの影響により、建築費が震災前の1.4～1.5倍に高騰していることから、避難地域の一部の市町村では、民間賃貸住宅の整備に係る支援を始めている。そうした補助金の活用により全体的なコストを低減させ、家賃の適正化が図られるよう、当課としては民間事業者とのマッチングなどに取り組んでいく。

大橋沙織委員

ただいま説明があった民間賃貸住宅整備の支援は、建築費に対する支援との理解でよいか。

また、住宅セーフティネット制度を活用すれば、市町村の判断により家賃補助の

対象者を決定できるが、県内ではまだ4自治体しか活用していないと思う。こうした制度も含め、借り手になるべく手頃な価格で借りることができる既存の仕組みの活用も必要と思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興課長

まず、市町村などで行われ始めている民間賃貸住宅整備の支援については、建築費などに対する支援である。

次に、家賃に対する支援について、土木部所管の内容に関しては当課で把握していないが、福島再生加速化交付金の中に、移住者が民間賃貸住宅に入居する際の家賃低廉化の補助制度があり、12市町村中7市町村が活用していることから、こうした制度の活用促進を市町村に働きかけていきたい。

大橋沙織委員

昨日の一般質問において、知事は、避難者支援について今後も引き続きコミュニティ形成などに取り組んでいくと答弁したと記憶している。一方、先日、避難者同士のコミュニティ形成や自治会の維持などを支援する（特非）みんぷくから聞いた話によると、県からの活動費の補助は残り2年と言われており、今年度は予算が半減したとのことであった。また、避難者支援の規模が縮小する中で（特非）みんぷくの活動はもう終わるのかと避難者から問われ、職員としては活動を継続したいが非常に心苦しいとの話を聞いた。避難者の状況が複雑化、個別化する中、本当にこれからも求められるのは避難者支援であると思うが、（特非）みんぷくへの支援を含む今後の県の取組について聞く。

生活拠点課長

復興公営住宅のコミュニティ形成については、（特非）みんぷくによりコミュニティ交流員を各団地に配置しており、自治会の設立等を目的とした活動を支援している。当該事業は平成26年度から開始され、現在、約9割の62団地において自治会が設立されている。さらに、自治会主催の交流会も支援しており、昨年度は全団地で合計2,815回開催されるなど一定の成果が現れている。令和7～8年度においては、役員の成り手不足や入居者の高齢化が課題となっていることから、自治会運営における役員の負担を軽減するため、自治会の運営マニュアルを作成するなど、自治会の自走化が図られるよう集中的に支援を行っていく。

大橋沙織委員

引き続き、予算の面でも継続してほしい。また、本委員会の所管ではないかもしれないが、(特非) みんぷくから聞いた話によると、集落支援員を配置する際の補助があり、浪江町には9人の集落支援員がいるとのことである。総務省によると、集落支援員の活動対象に避難者支援を含めることは問題ないとのことである。集落支援員については市町村の判断で柔軟に活用できるとのことであるため、そうした現行制度の活用を市町村に周知するなど、県として避難者支援を長く継続できるよう、様々な方法を検討していく必要があると思うが、考えを聞く。

生活拠点課長

集落支援員については所管外のため答弁できないが、県としては、NPO法人等が活用できる補助金や自治会の運営をサポートする補助金などを用意しており、様々な補助金等を紹介することで、今後も団体が活動を継続できるよう支援していく。

大橋沙織委員

原発事故から14年が経過する中、復興や避難者支援の在り方が複雑化しており、避難者の目線に立った支援がより一層求められていると感じる。日本共産党福島県議団が福島大学の筒井教授から話を聞いた際、復興の在り方で大事なことは、住民側が政治や行政に信頼を持って接することであると話していた。チョルノービリ原子力発電所事故が発生した際の北欧の対応は、最初から情報を公開して国民と一緒に原発事故対応に取り組んだ成功例であるとのことであったが、本県及び日本の場合は、根底にある政治への不信感から様々な課題が発生していると考えられる場面が多くある。現在、国は原発推進の姿勢であり、避難者の心情やこれまでの苦労を何だと思っているのかと言いたくなる。そうした政治への不信感が復興の在り方やそれに対する県民の参加意欲に関連するとの観点が非常に重要であると思うため、意見として述べておく。

次に、県有施設の入館料の割引について、福島県難病団体連絡協議会から、指定難病医療費受給者証を障害者手帳等と同列に扱ってほしいとの要望を受けた。本委員会においては、東日本大震災・原子力災害伝承館やアクアマリンふくしまが該当すると思うが、県有施設における指定難病認定者等に対する割引の現状を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進監兼企画調整部政策監

所管する施設が複数あるため、質問の対象の施設を特定願う。

大橋沙織委員

東日本大震災・原子力災害伝承館について聞く。

生涯学習課長

当課では東日本大震災・原子力災害伝承館とアクアマリンふくしまを所管しており、障がい者に対する減免は実施していたと思うが、指定難病認定者まで減免対象となるか把握していないため、別途回答する。

大橋沙織委員

私が事前に東日本大震災・原子力災害伝承館について確認したところ、難病患者に対する入館料の割引については明記されていなかったため、対象外であると思った。難病相談支援センターを県庁内に設置しているのは全国でも本県だけであり、県のそうした前向きな姿勢を評価する声もあることから、難病患者が様々な場面で生活しやすくなるようにすることが必要であり、難病患者も割引の対象とするよう検討してはどうかと思い質問した。引き続き、検討や情報収集を行うよう要望する。

今井久敏委員

再生可能エネルギー先駆けの地を目指す本県において、多くのメガソーラーを設置することは理にかなっているが、二本松市上長折のメガソーラーについて、最初に設置したシャープ（株）から外資系のバンブージャパン（株）に所有権が移転され、さらに別の企業に転売された実態を県は把握しているか。

エネルギー課長

再生可能エネルギー発電設備の所有権の移転について、大きく報道等で取り上げられている内容は情報収集により把握しているが、県では事業制度として認可等を行っていないため、個々の事業者の事業実態までは把握していない。

今井久敏委員

実際にトラブルが発生していることから、それでよいのか疑問である。各地でトラブルが発生し、東北経済産業局や国会議員も現地に出向いているが、現状のまま再生可能エネルギーの推進を進めていくのか、国への対応も含めた今後の考えを聞く。

エネルギー課長

所有権が転々とする中でトラブルが生じている事例があることは承知しているが、所有権の移転自体が全て悪いことではないと考える。所有権にかかわらず、法令の遵守と地域との共生が再生可能エネルギーを推進する上での大前提であるとの認識

は今後も変わらない。国では、全国的な課題を受け止め、地域と共生していく上で事業規律の強化を行っており、不適切な事案に対するF I T交付金の一時停止も実行するなど、事業者に対して改善措置を促すことに力を入れて取り組んでいると聞いている。県としては、具体的なトラブルが発生した場合、市町村や県から指導権限を持つ国に現状を速やかに通報することが重要であると考えている。引き続き、国や市町村との情報共有を図りながら取り組んでいく。

今井久敏委員

県民はどこに相談しても話が進まず議員の元に相談に来ることから、何もできないわけではないと県民に理解してもらうことが大事であると思う。二本松市上長折の事例においては、事業者がトラブルの発生した土地を買い取り、どこかに移転させると話しており、県民生活に著しい弊害を及ぼす事業はいかなるものかと問われかねないことから、国との連携は当然しっかりと行わなければならない、さらには法律を改正しなければならない部分もあるかもしれない。本県は再生可能エネルギーを推進する立場であることから、それをしっかりと受け止め、県民が安心して生活できるよう監視などの取組の強化を要望する。

山口信雄委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午後 1時28分 休憩)

(午後 1時29分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案４件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

山口信雄委員長

初めに、議員提出議案第91号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

大橋沙織委員

継続の方向で願う。

今井久敏委員

可決の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第91号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第92号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

可決の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第92号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第66号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

否決の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

否決の方向で願う。

山口信雄委員長

継続審査議案第66号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第67号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

否決の方向で願う。

山田真太郎委員

否決の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

否決の方向で願う。

山口信雄委員長

継続審査議案第67号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは

行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

山口信雄委員長

初めに、継続請願46号については、さきに審査した議員提出継続審査議案第66号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願47号については、さきに審査した継続審査議案第67号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は7月1日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明6月27日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は生活環境部の審査である。

これをもって散会する。

（午後 1時34分 散会）